

営業秘密法

1996年1月17日公布
2013年1月30日改正公布

第1条

本法は、営業秘密を保障し、産業倫理及び競争秩序を維持し、社会の公共利益を調和させるために制定された。本法に規定していないものについては、その他の法律の規定を適用する。

第2条

本法において営業秘密とは、方法、技術、製造過程、調査、プログラム、設計、又はその他の生産、販売又は経営に用いられる情報であり、且つ次の要件に符合するものをいう。

1. 一般的に当該情報に関わる人の知るところではないもの。
2. その秘密性のため、実際に又は潜在的に経済的な価値を有するもの。
3. 所有者が既に合理的な秘密保護措置を採っているもの。

第3条

被雇用者が職務上、研究又は開発した営業秘密は、雇用者に帰属する。但し契約に別段の定がある場合は、これに従う。

被雇用者が職務上、研究又は開発したものではない営業秘密は、被雇用者に帰属する。但し、その営業秘密が雇用者の資源や経験を利用したものである場合、雇用者は合理的な報酬を支払った後、当該事業においてその営業秘密を使用することができる。

第4条

他人を出資招聘して営業秘密の研究又は開発に従事させた場合、その営業秘密の帰属は契約の定に従う。契約に定のない場合は、受任者に帰属する。但し、出資者は業務上その営業秘密を使用することができる。

第5条

数人が共同で研究又は開発した営業秘密の持分は、契約の定による。定のない場合は、均等と推定する。

第 6 条

営業秘密の全部又は一部を他人に譲渡する又は他人と共有することができる。

営業秘密を共有する際、営業秘密の使用又は処分につき契約に定めない場合は、共有者全体の同意を得なければならない。但し、各共有者は、正当な理由なく、同意を拒否することはできない。

各共有者は、その他の共有者の同意を得ず、その持分を他人に譲渡することはできない。但し契約に別段の定がある場合は、これに従う。

第 7 条

営業秘密の所有者は、他人にその営業秘密の使用を許諾することができる。

その使用許諾の地域、時間、内容、使用方法又はその他の事項は、当事者間で定める。

前項の許諾された者は、営業秘密所有者の同意を得ず、第三者に当該営業秘密の使用を再許諾することはできない。

営業秘密の共有者は、共有者全体の同意を得ず、他人に当該営業秘密の使用を許諾することはできない。但し、各共有者は、正当な理由なく、同意を拒否することはできない。

第 8 条

営業秘密を、質権及び強制執行の対象とすることはできない。

第 9 条

公務員が公務執行の過程で知り得た又は持ち得た他人の営業秘密は、これを使用又は理由なく漏洩してはならない。

当事者、代理人、弁護士、鑑定人、証人及びその他の関係者は、司法機関の調査や審理のために知り得た又は持ち得た他人の営業秘密を使用又は理由なく漏洩してはならない。

仲裁人及びその他の関係者が処理する仲裁事件においても、前項の規定を準用する。

第 10 条

次の状況の一つに該当するものは、営業秘密の侵害となる。

1. 不正な手段により営業秘密を取得する行為。
2. それが前号に該当する営業秘密であることを知って又は重大な過失によりそのことを知らず、その営業秘密を取得し、使用又は漏洩する行為。
3. 営業秘密を取得した後に、それが第 1 号の営業秘密であることを知って又は

重大な過失により知らず、それを使用又は漏洩する行為。

4. 法律行為によって取得した営業秘密を、不正な手段で使用又は漏洩する行為。
5. 法令により営業秘密を守る義務がありながら、それを使用又は理由なく漏洩する行為。

前項の不正な手段とは、窃取、詐欺、脅迫、賄賂、無断で複製、秘密保持義務違反、他人を誘引し秘密保持義務に違反させる行為、又はその他類似の手段をいう。

第 11 条

営業秘密が侵害された際、被害者は、その侵害の排除を請求することができる。又、侵害のおそれがある場合は、その予防を請求することができる。

被害者は、前項の請求をする際、侵害行為によって作成された物又は専ら侵害行為をなすために使われた物について、廃棄、又はその他必要な処置を請求することができる。

第 12 条

故意又は過失により不法に他人の営業秘密を侵害した者は、損害賠償の責任を負う。数人が共同で不法に侵害した場合は、連帯して賠償責任を負う。

前項の損害賠償請求権は、請求権者がその行為及び賠償義務を負う者の存在を知った時点から 2 年間行使しない場合は、消滅する。その行為の開始から 10 年を経過した場合も同様とする。

第 13 条

前条に従って損害賠償を請求する際、被害者は、次のいずれかの号の規定を選択し、請求することができる。

1. 民法第 216 条の規定によって請求する。但し、被害者がその損害を証明できない場合は、当該営業秘密を通常の状態で使用した際に得られるであろう利益から、侵害後に同一の営業秘密を使用して得られた利益を差し引いた額を、その損害とみなすことができる。
2. 侵害者が当該侵害行為によって得た利益を請求する。但し、侵害者がそのコスト又は必要経費を証明できない場合は、その侵害行為によって得た収入の全部を、その得た利益とみなす。

前項の規定により、侵害行為が故意による場合、法院は被害者の請求によって、侵害状況により、損害額以上の賠償を斟酌し決定することができる。但し、その額は、既に証明された損害額の 3 倍を超えることはできない。

第 13 条の 1

自己又は第三者の不法な利益を意図し、又は営業秘密所有者の利益を損ない、下記の状況の一つに該当する場合は 5 年以下の有期懲役又は拘留に処し、新台幣ドル 100 万元以上 1 千万元以下の罰金を併科することができる。

1. 窃取、横領、詐術、脅迫、無断複製又はその他の不正な方法により営業秘密を取得し、又は取得した後に使用、漏洩した場合。
2. 営業秘密を知り又は保有し、許諾されることなく又は許諾範囲を超えて当該営業秘密を複製、使用又は漏洩した場合。
3. 営業秘密を保有し、営業秘密所有者によって削除、廃棄するよう告知された後、当該営業秘密を削除、廃棄しなかった又は隠蔽した場合。
4. 他人が知っている又は保有している営業秘密に前三号に規定される状況があることを知っていながら、取得、使用又は漏洩した場合。

前項の未遂犯は、これを罰する。

罰金を科する際、犯罪行為者の得た利益が罰金の最高額を超える場合、得た利益の 3 倍の範囲内で酌量加重することができる。

第 13 条の 2

外国、中国、香港又はマカオでの使用を意図し、前条第 1 項各号の罪を犯した場合、1 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、新台幣ドル 300 万元以上 5 千万元以下の罰金を併科することができる。

前項の未遂犯は、これを罰する。

罰金を科する際、犯罪行為者の得た利益が罰金の最高額を超える場合、得た利益の 2 倍～10 倍の範囲内で酌量加重することができる。

第 13 条の 3

第 13 条の 1 の罪は、親告罪である。

共犯の一人に対して告訴する又は告訴を取り下げる場合は、その効力はその他の共犯に及ばない。

公務員又はかつて公務員だった者が、職務により知りえた又は保有した他人の営業秘密について、故意に前二条の罪を犯した場合、その刑は二分の一に加重する。

第 13 条の 4

法人の代表者、法人又は自然人の代理人、被雇用者又はその他の従業者が、業務の執行により、第 13 条の 1、第 13 条の 2 の罪を犯した場合、当該条文の規定に基づきその行為者を処罰するほか、当該法人又は自然人に対しても当該

条文の罰金を科する。但し、法人の代表者又は自然人が犯罪の発生に対する防止行為に尽力した場合は、この限りではない。

第 14 条

法院は、営業秘密に係る訴訟の審理において、専門法廷を設け又は担当者を指定して処理することができる。

当事者が提出した攻撃防御の方法が営業秘密に関わる場合、当事者からの申立を経て、法院が適当と認める場合は、審判を非公開とする又は訴訟資料の閲覧を制限することができる。

第 15 条

外国人の属する国が、台湾との間で営業秘密の相互保護に関する条約あるいは協定を締結していない場合、又はその外国の法令が台湾人民の営業秘密を保護していない場合、その営業秘密を保護しないことができる。

第 16 条

本法は公布の日から施行する。